

○川崎市社会教育委員会議規則

昭和52年 1 月27日教委規則第 1 号

改正

平成12年 2 月 1 日教育委員会規則第 3 号

平成26年 3 月26日教育委員会規則第 5 号

平成28年 1 月28日教育委員会規則第 1 号

川崎市社会教育委員会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市社会教育委員条例(昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。)

第 3 条の規定に基づき、川崎市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

第 1 条の 2 条例第 2 条第 2 項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に設置された学校の長
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

(議長及び副議長)

第 2 条 会議は、委員の互選による議長及び副議長を各 1 名置く。

2 議長及び副議長の任期は、2 年とする。ただし、再選されることができる。

3 議長は、会議を主宰し、これを代表する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第 3 条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月 1 回これを招集する。ただし、会議は、開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 臨時会は、委員定数の半数以上の要請があったとき、又は議長が緊急の必要があると認める場合に限り、これを招集する。

4 会議は、議長が招集する。

5 議長は、会議の招集及び議事の事項等を、あらかじめ委員及び教育長に通知しなければならない。

(議事及び議決)

第4条 会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議と教育委員会事務局との関係)

第5条 会議は、議案その他に関し必要あるときは、教育長に対し、教育委員会事務局職員の報告及び説明を求めることができる。

2 前項の場合において、関係職員は、会議で意見を述べるができる。

3 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

(専門部会)

第6条 会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。

3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。

4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。

5 専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。

9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年2月1日教委規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則（平成26年3月26日教委規則第5号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月28日教委規則第1号）

この規則は、平成28年5月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定（図書館及び青少年科学館に係る部分に限る。）及び附則の次に別表を加える改正規定（図書館専門部会及び青少年科学館専門部会に係る部分に限る。）は、平成28年6月1日から施行する。

別表（第6条関係）

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
教育文化会館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
幸市民館専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経

			<p>験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
中原市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
高津市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
宮前市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
多摩市民館	館における各種の事業の	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長

専門部会	企画実施について調査審議すること。		<ul style="list-style-type: none"> (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
麻生市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
図書館専門 部会	館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
青少年科学 館専門部会	館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の自然科学に関する知

			<p>識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
日本民家園 専門部会	園の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<p>(1) 市内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の歴史、民俗に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
有馬・野川生涯学習支援 施設専門部 会	施設の運営について調査審議すること。	8人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>
青少年教育 施設専門部 会	各施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	15人以内	<p>(1) 市内の小学校及び中学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>

令和4・5年度 第2回社会教育委員会議高津市民館専門部会 摘録

日 時：令和4年10月14日（金）13時30分～15時35分

会 場：高津市民館12階 大会議室

出席者：渡部委員、田村委員、角田委員、松崎委員、志水委員、仙北谷委員、迎委員、佐藤委員

事務局：坂尾館長、鈴木分館長、細谷係長、下間係長、八木職員（記録）

傍聴者：なし

1 開 会（進行：下間係長）

- ・開催要件が満たされたことを確認。
- ・資料確認（下記、配布資料）
 - ① 令和4・5年度第2回高津市民館専門部会 次第
 - ② 令和4・5年度第2回高津市民館専門部会 名簿
 - ③ 川崎市社会教育委員会議規則（資料1）
 - ④ 令和4年度第1回高津市民館専門部会摘録（資料2）
 - ⑤ 令和4年度工事実績（資料3）
 - ⑥ 令和4年度生涯学習支援課（高津市民館・橘分館）事業一覧（資料4）
 - ⑦ 令和4・5年度高津市民館専門部会 調査審議事項（案）（資料5）
 - ⑧ 高津市民館だより 第278号、第279号
 - ⑨ プラザ橘だより No. 138号、No. 139号
 - ⑩ 高津市民館 事業チラシ「はじめての子育て講座」等
 - ⑪ 橘分館 事業チラシ「たちばなファミリーコンサート」等

2 館長挨拶

- ・坂尾館長より、挨拶。

3 部会長挨拶

- ・迎部会長より、挨拶。

4 議事事項（進行：迎部会長）

（1）第1回専門部会摘録（案）について（資料2）

- ・資料2に基づき、下間係長（事務局）より、内容説明。
→摘録に関して、質疑応答・異議なし。

（2）令和4年度高津市民館・橘分館工事進捗状況について（資料3）

- ・資料3に基づき、下間係長（事務局）より、高津市民館工事執行実績の報告。
→工事の影響により、1月～2月は施設利用を休止（受付等の業務は、継続できるよう調整中）。
- ・資料3に基づき、下間係長（事務局）より、橘分館工事執行実績の報告。

質疑応答

- 松崎委員 工事をするにあたっての、市民への案内・周知はどのような方法行っているのか？
下間係長 特に規模が大きく、休館にかかる工事は、令和3年度は市民館だより・市政だより・HP・ふれあいネットで情報を掲載している。令和4年度も引き続き、同様の方法で情報を発信している。
- 迎 委員 市民への分かりやすい周知は非常に重要。今後の周知はふれあいネットのみか？
下間係長 今後は、ふれあいネット・HP・市民館だよりで、より詳しい内容（工事日程・受付業務の実施等）を周知していく予定。現段階では3月分の予約に関して、市民との大きなトラブルは起こっていない。
- 迎 委員 エレベーター内や市民館・マルイ入口で、案内を掲示したらどうか？
下間係長 関係機関（マルイ等）と調整し、休止の案内を掲示する方向で進めていく。
- 田村委員 工事は2月末で終了し、3月からは通常どおり、大会議室やホールを含め、施設利用は可能なのか？
下間係長 3月からは基本的に通常通り、全館貸館予定。3月分の抽選会も実施・周知している。しかし昨今の情勢で工事に係る部品の入荷が一部遅い状況であるため、3月も工事が続いている可能性がある。ただ可能な限り、市民活動を行えるよう、体制を整えている。またふれあいネットでも、3月からの予約可能とする予定。
- 田村委員 コロナ接種会場は、12月末までで終了なのか？
坂尾館長 11月末まで実施し、別会場に移動する予定。
- 志水委員 工事の影響により、川崎市地球温暖化防止活動推進センター実施の事業について、休止せざるを得ない状況になっている。今後も工事に関する情報共有は、密にお願いしたい。
- 迎 委員 川崎市地球温暖化防止活動推進センターや、地域教育会議等、関係団体への説明は今後も密に、丁寧に行ってほしい。

以上

(3) 令和4年度高津市民館・橘分館事業進捗状況について

(資料4)

- ・資料4に基づき、細谷係長より、事業内容について説明。
- ・鈴木分館長より、橘分館事業について、補足説明。

質疑応答

- 志水委員 (資料4について) 最終的な講座参加者を知りたい。
- 細谷係長 終了した事業については、今後は参加者数を記載していく。
- 志水委員 MANABU(夏)の参加者数を知りたい。また12月17日は、川崎市地球温暖化防止活動推進センターで、全館(11階)を使用した大規模イベントを行う予定。環境局を通して、イベントスペースも利用申請している。MANABU(冬)の期間と重複しているが、17日の施設利用はどうなるのか。
- 細谷係長 事業担当者と確認を行い、ご迷惑をおかけしないよう、17日は除いて実施する方向で調整する。

迎 委 員 家庭地域教育学級「はじめての子育て講座」の受講条件はあるのか。
細谷係長 受講者の子どもが、生後3か月～1歳未満を対象としている。
迎 委 員 コロナ禍（直近3年間）で参加できなかった子育て世代も、講座を受講できるようにしてほしい。
細谷係長 今年度の事業だと、3歳児を対象とした市民自主学級「つながる・まなぶ パパママ三年生」講座を開催中。子育て世代の場づくりを行っている。
迎 委 員 このような子育て講座を繋げて、案内（広報）できないか？
細谷係長 子どもの年齢別で講座を一覧にして案内し、実施することは、事業数等の関係で難しい。ただお問い合わせがあった場合は、現在の状況をお聞きし、子育て広場（フリースペース）等の紹介や案内を行っている。
田村委員 MANABUの利用者が少ないのではないかと。他施設での学習スペースは、ほぼ満員である。広報や実施方法に問題はないのか。回を重ねるごとに増えている印象がない
角田委員 広報や実施方法に工夫を加えたらどうか。
細谷係長 いただいた意見を踏まえ、事業担当者と検討していく。

以上

(4) 高津市民館専門部会の調査審議事項について (資料5)

- ・資料5に基づき、坂尾館長より、調査審議事項（案）について説明。
→3つのテーマについて、重点的に取り上げるべきものや、実施方法・内容に関して、ご意見をいただき、講座のあり方を検討していきたい。

質疑応答

佐藤委員 どのテーマもイメージが湧きづらい部分がある。これまで実施した講座の参加者数等から、どれだけの効果があったのかを知りたい。その中で効果が高い事業から、新しい事業を作っていくことが必要ではないか。
田村委員 (資料5・テーマ3について)世代別学習活動とは何か？
細谷係長 今年度から、教育文化会館・市民館・分館社会教育振興事業要綱が変更となり、各世代に分けて事業体系が組まれたことを踏まえ、より利用者が少ない世代（中学生から40代くらいまで）に向けての検証を、テーマ3として挙げさせていただいている。
迎 委 員 40代～50代を対象とした事業は、土日開催が良いのではないかと。
細谷係長 成人教室事業「仕事がしんどいを減らす講座」のように、単発事業・オンラインでの開催も実施し、テーマに合わせて土日開催も行っている。
迎 委 員 調査審議事項（案）(資料5)について、趣旨等をより具体的に説明してほしい。
坂尾館長 今後計画する事業について、皆さんの意見を頂戴し、反映していきたい。
佐藤委員 講座を含め、市民館の位置づけや目的を教えてください。より多くの市民に使ってほしい、知ってほしいという認識で良いのか。
坂尾館長 より多くの市民に知ってほしいという目的もあるが、参加者数だけでなく、市民の仲間づくりや地域での課題解決につなげることも主たる目的としている。

- 佐藤委員 (資料5・テーマ3「市民館をあまり利用しないのはなぜか？」記載文章)
調査は行っているのか？実情を把握することが大切ではないか。
- 迎 委 員 (資料1・4ページ「高津市民館専門部会」記載文章) 専門部会に、調査審議を委託することとある。ただ広く多くの市民に、調査するのは難しい。
- 田村委員 若い世代は講座を受けるにしても時間的、金銭的余裕がないように感じる。中学生・高校生にひきつける講座や、高津区の農業を取り上げるのはどうか。
- 角田委員 (感染症流行前の)高津区のこども会議では、農家の見学を行っていた。テーマについても、高津の特徴を取り上げ、人材や地域の教育支援を発掘できるといいのではないか。
- 迎 委 員 ``高津ならでは``の魅力ある講座の中に、テーマ3つを柱として加えたらどうか。また市民にどんな講座を受けたいか、アンケートを取るのはいかがでしょうか。このアンケート結果を踏まえて、市民の声を反映した講座を実施してほしい。
- 渡部委員 (小学生の参加について) チラシ等を保護者と見て、参加することはあると思う。ただ高学年になるにつれて、忙しくなり、放課後や土日開催であっても、塾や習い事があり、興味があっても参加できない。高校生も部活があつて、面白そうであっても参加できないという実情があるのではないか。小学生は体験できること、やって得るものがあるものがあると、飛びついて、その後も興味を持って調べたりする。そのような講座で、かつ学校で学ぶことに近いといいのではないか。
- 田村委員 高津では、文化的な講演会が非常に少ない。20代～30代が参加しそうな講演会を実施したらどうか。
- 迎 委 員 イベントの目玉として、文化講演会などやったらどうか。
- 仙北谷委員 どのテーマも非常に大きい。川崎市、また高津としての地域の特性を考えた上で、テーマを絞るのが良いのではないか。このテーマだと、このような講座が当てはまるなどを伝えてもらえると、今後具体的に考えられるのではないか。
- 松崎委員 橋分館でチラシを見ると、講座回数が5～6回のものが多い。やはり講座回数は5回程度でなければ成り立たないのか。
- 鈴木分館長 市民の学びの場づくりとして、5回程度で企画している講座が多い。ご意見を踏まえて、単発や3回程度の事業実施も検討していく。
- 田村委員 事業チラシを目にする機会が少ない。JRのラック等の配架してみてもどうか。
- 志水委員 参加者数や調査がない中で、テーマが提案されていることに違和感。市民館がどのように使われているか知らない市民（特に若い世代）が多いのではないか。また、広報の方法として、地域の若者のキーマンとつながって、SNSで発信してもらうことや、高津区近辺の小学校・中学校に随時広報していくことが大事ではないか。「シニア」というキーワードが出たが、世代間を問わず、講座を実施する方向がよいのではないか。
- 迎 委 員 高齢社会だからこそ、シニア世代というような枠組みは必要だと思う。お互いに助け合える地域づくりが必要なのではないか。
- 志水委員 そのような地域づくりも、もちろん必要だと思う。ただ色々な世代が一緒に行うことができる講座もあった方がいい。また、シニア世代等に特化して講座を行うので

あれば、高津市民館内に市民が休める場所（椅子や机等）をつくり、施設面でも改善していかないと矛盾が生じるのではないかと。テーマによっては、世代を超えて実施して行ってほしい。やはりアンケート結果等、数字を見たい。

坂尾館長 今後の方向性としては、講座についてご意見をいただき、参考にしていきながら、進めていくという流れでよいか。

迎 委 員 より多くの市民に利用してほしいという思いは、専門部会内で一致している。単発開催の講演会や長期的に講座として実施する等、開催方法を検討してほしい。

仙北谷委員 子どもにも届くように広報を行ってほしい。MANABU も継続して実施してほしい。

坂尾館長 MANABU の広報については、課内でも検討し、工夫していく。また高津の自然・文化資源を活用した事業を検討していきたい。

迎 委 員 今回の専門部会で挙げた意見を、講座に取り入れて行ってほしい。

田村委員 市民館の講座は、全体的に多彩でよいと思う。ただ平和・人権や男女平等といったテーマは重要であると感じている。ヘイトスピーチやジェンダー等のテーマとした講座も検討してほしい。

坂尾館長 調査審議事項については、事業に対するご意見をいただきながら、講座に反映していけるよう、皆さまへ講座の見方に関する切り口を複数提示する方向でよいか。

迎 委 員 その流れで良い。

田村委員 今後、市民館をワクチン接種会場にはしてほしくない。市民の文化活動として、公共施設が利用できないと、活動発表の場所（ホール・大会議室）がないため、市民の文化活動に多大な影響を及ぼしたと感じている。

またふれあいネット仕組みの変更（団体カードの廃止に伴う、個人カードへの変更）に関しても、市民に多大なる混乱を招いたと思う。施設運営や今後の利用方法については、市民の声を聞いて、判断してほしい。

以上

5 その他

・ 今後の開催日程（案）について

・ 第3回専門部会

日程：令和4年12月9日（金）

時間：13時30分～15時

会場：高津市民館 第6会議室（予定）

・ 第4回専門部会

日程：令和5年2月25日（土）

時間：13時～17時

会場：橘分館（予定）

備考：令和4年度市民自主学級・市民自主企画事業提案会・選考審査

→第3回・第4回専門部会について、上記の日程で委員より承認ののち、決定。

6 閉会

令和5年度からの市民館使用料

資料3

川崎市市民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前						
○川崎市市民館条例 昭和47年3月28日条例第38号							○川崎市市民館条例 昭和47年3月28日条例第38号						
別表（第11条関係）							別表（第11条関係）						
種別			金額				種別			金額			
			午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時				9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホー ル	大ホール	中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円	大ホール	中原	4,070円	6,050円	10,010円	20,130円	
		幸 高津	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円		幸 高津	7,260円	9,680円	16,720円	33,660円	
		宮前 多摩 麻生											
	リハーサル 室	幸 高津	560円	1,230円	1,680円	3,470円	リハーサル 室	幸 高津	550円	1,210円	1,650円	3,410円	
		多摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円		多摩	1,100円	2,420円	3,300円	6,820円	
		種別	9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時		種別	9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時	
会議 室	大会議室	幸 高津	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円	大会議室	幸 高津	3,850円	5,390円	6,930円	16,170円	
		宮前 多摩 麻生											
	第1会議室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	第1会議室	幸	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円	

改正後							改正前							
		多摩	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円			多摩	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円	
		麻生							中原					
		高津	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円			高津	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円	
		宮前							宮前					
第2会議室		宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	第2会議室		宮前	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円	
		幸							幸					
		中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円			中原	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円	
		高津							高津					
第3会議室		麻生					第3会議室		麻生					
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円			多摩	880円	990円	1,320円	3,190円	
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円			高津	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円	
		幸							幸					
第4会議室		中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	第4会議室		中原	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円	
		宮前							宮前					
		麻生							麻生					
		多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円			多摩	880円	990円	1,320円	3,190円	
第5会議室		幸					第5会議室		幸					
		中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円			中原	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円	
		多摩							多摩					
		宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円			宮前	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円	
第6会議室		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	第6会議室		高津	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円	
		麻生							麻生					
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円			高津	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円	
		中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円			中原	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円	
第6会議室	中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	第6会議室	中原	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円			

改正後						改正前						
教養室	集会室	高津					高津					
		多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	多摩	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円	
		菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	菅生	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円	
		岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	岡上	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円	
	音楽室	幸 中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	音楽室	幸 中原	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円
	第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	第1音楽室	高津	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円
	第2音楽室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	第2音楽室	高津	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円
	和室	幸 中原					幸 中原					
		高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	高津	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円	
		宮前 多摩 麻生					宮前 多摩 麻生					
		日吉 橘	670円	780円	1,120円	2,570円	日吉 橘	660円	770円	1,100円	2,530円	
		菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円	菅生	880円	990円	1,320円	3,190円	
	料理室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	料理室	幸 中原 高津 宮前 多摩 麻生	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円
	実習室	幸 中原 高津 宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	実習室	幸 中原 高津 宮前	1,760円	2,090円	2,750円	6,600円

改正後						改正前					
視聴覚室	多摩					多摩					
	麻生					麻生					
	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	日吉	880円	990円	1,320円	3,190円	
	橘					橘					
	中原					中原					
	高津					高津					
	宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円	宮前	2,090円	2,640円	3,410円	8,140円	
	多摩					多摩					
	麻生					麻生					
	学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	菅生	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円
岡上		890円	1,000円	1,340円	3,230円	岡上	880円	990円	1,320円	3,190円	
第1学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	多摩	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円	
	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	日吉	880円	990円	1,320円	3,190円	
	橘	670円	780円	1,120円	2,570円	橘	660円	770円	1,100円	2,530円	
第2学習室	多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	多摩	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円	
	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	日吉	880円	990円	1,320円	3,190円	
第3学習室	日吉	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	日吉	1,210円	1,760円	2,200円	5,170円	
	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円	橘	880円	990円	1,320円	3,190円	
第4学習室	日吉	890円	1,000円	1,340円	3,230円	日吉	880円	990円	1,320円	3,190円	
	橘					橘					
茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円	岡上	880円	990円	1,320円	3,190円	
体育室	中原					中原					
	高津	440円	780円	1,340円	2,560円	高津	440円	770円	1,320円	2,530円	
	麻生					麻生					
	幸宮前	330円	560円	1,120円	2,010円	幸宮前	330円	550円	1,100円	1,980円	

改正後						改正前																					
	多摩						多摩																				
	岡上	220円	330円	670円	1,220円		岡上	220円	330円	660円	1,210円																
備考						備考																					
<p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用するとき、規定使用料の2割を増徴する。</p> <p>2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の使用時間区分における使用料の2割を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 大ホールの使用について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増徴の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 大ホール（高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会その他これらに類する催物に使用する場合は、大ホールの規定使用料の9倍相当額を増徴する。この場合において、前項の規定は適用しない。</p> <p>5 その他設備の使用料については、委員会が別に定める。</p>						入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割	<p>1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用するとき、規定使用料の2割を増徴する。</p> <p>2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の使用時間区分における使用料の2割を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 大ホールの使用について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入場料金</th> <th>増徴の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上3,000円未満</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上</td> <td>20割</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 大ホール（高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会その他これらに類する催物に使用する場合は、大ホールの規定使用料の9倍相当額を増徴する。この場合において、前項の規定は適用しない。</p> <p>5 その他設備の使用料については、委員会が別に定める。</p>						入場料金	増徴の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割
入場料金	増徴の割合																										
1,000円未満	5割																										
1,000円以上3,000円未満	10割																										
3,000円以上	20割																										
入場料金	増徴の割合																										
1,000円未満	5割																										
1,000円以上3,000円未満	10割																										
3,000円以上	20割																										

社会教育振興事業			
事業名	事業内容	高津市民館	橋分館
社会参加・共生推進学習事業			
識字学習活動 (高)410千円	日本で生活する外国人などが、日常生活に必要な基礎的日本語を学ぶとともに日本人と外国人が互いの文化等を学び合い、多文化共生社会の創造をめざします。	午前コース 4月20日から3月22日 水曜日10時～12時 31回 登録者24人 夜間コース 4月14日から3月23日 木曜日19時～20時半 35回 登録者60人	
識字ボランティア研修 (高)165千円	識字学習活動等に参画するボランティアの資質の向上を図り、外国人と日本人が共に生きる多文化共生の地域社会をめざします。	午前コース：12月14日、3月8日 夜間コース：3月5日、12日	
障がい者社会参加学習活動 (高)141千円	障がいのある人の社会参加を図るため、障がいのある人もない人も共に交流等を行い共生社会の実現をめざします。	5月～3月の原則第4日曜日 全10回(8月除く)参加者29人 登録ボランティア15人	
障がい者ボランティア研修	「障がい者社会参加学習活動」のボランティア等に、障がい者の理解やボランティア活動のあり方等に関する学習機会を提供し、障がい者の学習権保障の充実とボランティアの人権意識の向上をめざします。		
市民自治基礎学習事業			
【普遍的課題学習活動】			
平和・人権・男女平等推進学習 (高)172千円	憲法・教育基本法の理念に基づき、平和や人権尊重、性による差別や人権に関する問題解決に向けた学習を通して、共に生きる地域社会の創造や男女共同参画社会の形成をめざします。	【平和・人権】「障がい者スポーツの実情を通して考える～障がい者の人権」11月18日～12月16日 全5回 受講者 13人 障がいのある人がスポーツをしたり見たりする際に直面する課題について学習する。 障がい者の人権がより尊重されるために必要なことについて学び、共に生きる地域社会の創造を目指す。 【男女平等】「子どもが思春期を迎える前に～親が知っておきたい子どもの性と権利」11月1日～12月2日 全5回 参加者21名 性に関する知識だけでなく、人権やジェンダー観、多様性、幸福を学ぶ「包括的性教育」を学ぶことで、子どもの心と体の成長に寄り添える家庭での環境づくりを図る	
【世代別学習活動】			
青少年教室事業 (高)66千円	小学生・中学生・高校生等を対象として、青少年期の課題解決や地域参加に向けた学習機会を提供し、地域の中での仲間づくり、つながりづくりを促進します。	「18才で成人を迎える君へ～ライフサイクルゲームで学ぶ暮らしとお金の関わり～」11月27日 全1回 受講者5人 経済的に自立した大人になるための金融・経済に関する知識を身につけるとともに、収支バランスから見た計画的な生活設計の立て方や消費者被害の防ぎ方を学び、主体的に自分のライフスタイルを考えるきっかけにする	
成人教室事業 (高)66千円	成人層を対象として、成人期の課題解決や地域参加に向けた学習機会を提供し、地域の中での仲間づくり、つながりづくりを促進します。	「『仕事のしんどい』を減らす講座」オンライン開催 9月19日(月・祝)、10月1日(土)、10月22日(土)全3回。対象：概ね20代～30代の働いている方、及び関心のある方。受講者第1回 71人、第2回 18人、第3回 11人	
シニアの社会参加支援事業 (高)96千円 (橋)76千円	地域の課題解決、地域活動の参加に向けた学習機会を提供し、シニア自らの経験や知識・能力を活かして地域社会で活動できるよう支援します。	「基本を知って“抱え込まない！”介護講座」6月21日～7月15日 全5回 参加者12人	「あなたも今日から街のマジシャン」マジックを通して友達作りを目的とする。 1/13～2/10 金曜日 全5回 10時～12時 定員10人
高齢者セミナー (高)81千円	高齢期の課題解決に向けた学習機会を提供し、学習を通じた、生きがいづくりや健康づくりを促進し幸福な高齢期をおくれるよう支援します。	「65歳から始める～新たな趣味で充実ライフ」10月7日～11月4日 全5回 受講者 20人	
【子育て・共育学習活動】			
家庭・地域教育学級 (高)141千円 (橋)76千円	家庭教育の充実を図るために、学齢期の子どもの成長や親子関係について学びます。	①「はじめての子育て講座」10月6日～11月17日 木曜日 全5回 0歳児と保護者10組 受講者10組 ②「小学生の保護者のための子育て講座」11月15日～12月13日 火曜日 全5回 学齢期の保護者向け講座 受講者21人	①「0歳からの子育て」5/20～6/24 主に金曜午前、全6回。0歳児と保護者10組。受講者数(組)9組 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため人数を制限。 ②親子向け単発講座 2/19開催予定
市民館保育活動 (高)106千円 (橋)23千円	幼い子をもつ親の学習機会を保障するため、主催事業に保育を併設し、子育て環境の醸成をめざします。	年間。保育ボランティア13名登録	年間。保育ボランティア9人登録。
保育ボランティア研修 (高)49千円	市民館保育を支援するボランティアの資質の向上を図ります。	「保育ボランティア研修」8月17日～9月15日全5回 受講者12人	
【家庭教育推進事業】			
区家庭教育推進連絡会	市家庭教育推進連絡会における協議に基づき、地域や家庭の教育力向上に向けた協議を行います。	年度内1回～2回実施予定	
PTA家庭教育学級講師派遣	市内小学校PTA等で開設される家庭教育学級に講師を派遣します。	区内各小中特別支援学校PTA17団体実施(予定)	
子育て支援啓発事業 (高)58千円 (橋)12千円	地域の身近な子育て情報を収集し提供するための交流を中心とした集会を実施します。	①「キュービークランド」5月～3月(8月は無)第2火曜午前の全10回。0歳から1歳11ヶ月の親子(第1子)を対象としたフリースペース(コロナ禍では事前申込制10組)。高津区在住を優先するが定員に満たない場合は他地区からの参加も可 ②「ほかほかおはなし会」5月～3月 第3金曜午前の全11回。未就学前の親子を対象にした絵本の読み聞かせ。(コロナ禍では事前申込制5組)。 ③「子育て広場」5月から奇数月。第2金曜午前の全6回。0歳から就学前の親子を対象(頃中では事前申込制)。参加者(組)34組72人(11/11現在) ④「絵本パーク」毎週水曜日、午後1時から3時まで、全50回(12月28日と1月4日は除く)。0歳から就学前の親子の絵本の読み聞かせ等のフリースペース。参加者(組)16組44人(11/11現在) ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため当面は事前申込制。	
市民学習・市民活動活性化事業			
市民自主学級	生活課題や地域課題等の解決に取り組もうとする市民が、広く地域に呼びかけて行う自主学習活動を推進します。		
高津市民館 (高)235千円	「健康と音楽に親しむ」<6月30日～9月29日 木曜日 全10回 健康づくりをテーマに聴く、演奏する以外の音楽のもつ魅力を伝える>(企画運営:健康と音楽の会) 受講者 20人 「つながる・まなぶ ババママ三年生」9月～12月(実施団体:それゆけ! にじいろ銀河の会) 受講者7組		
橋分館 (橋)44千円	「おとなのおはなしかい」7月～令和5年3月。(実施団体:おとなのおはなしかい 企画委員会) 参加者10人		

市民自主企画事業		学習・文化・芸術の振興や市民の交流ネットワーク化に向けて、多様な形態の事業を市民参画で実施します。	
高津市民館 (高)25千円	「川崎むすびの会」＜小中学生の夏休み浴衣教室7月2日～23日毎週土曜日＞＜振袖着付け体験7月30日＞ ＜秋の振袖着付け体験11月19日＞(企画運営: kimono jurrys) 受講者 8人		
橋分館 (橋)126千円	「こども体験隊」7月～令和4年3月。(実施団体:こども体験隊 企画委員会) (延べ参加者 49人) ※10月活動時点		
[市民エンバワメント事業]			
市民エンバワメント研修 (高)81千円 (橋)91千円	市民自らが考えながら生活・地域課題等に取り組むために市民活動・ボランティア活動に関する学習機会を提供します。	「環境から考える SDGs」 11月18日～12月16日。金曜日。全5回。 受講者8人	「橋地区に皆が集う憩いの場を作ろう！」 誰でも立ち寄れる場を企画・運営する 企画委員の育成を目的とする。 2/7～3/14 火曜日 全6回 10時～12時 定員10人
市民講師活用事業 (高)58.5千円	様々な分野において豊富な経験や資格、技術等を持っている市民が、地域の生涯学習における身近な学習支援者「市民講師」として活躍できるよう育成・支援を行います。	①「市民講師、始めてみませんか?」6月4日～7月16日。土曜日。全4回。対象:原則、高津区在住の方 10人。受講者(市民講師登録者):9人。 ②「他人(ひと)を惹きつける話し方」、11月19日。土曜日。全1回。受講者 20人。 ③「市民講師 開設講座」令和3年度市民講師登録者を講師とし、3月5日に実施予定。令和4年度市民講師登録者については、来年度開催を予定。	
「地域の寺子屋事業」 コーディネーター養成講座	「地域の寺子屋事業」に参画し、開設や運営等をコーディネートする市民を養成します。	南・中・北で開催。 中部は中原・高津・宮前3館合同で開催。 11月30日～12月21日 全5回 会場は宮前市民館 受講者5人	
「地域の寺子屋事業」 情報交換会	寺子屋コーディネーターや寺子屋先生など「地域の寺子屋事業」に携わる者のネットワーク化や事業連携の推進を通じ、寺子屋事業の活性化、地域教育力の向上をめざす。	南・中・北で開催。 中部は中原・高津・宮前3館合同で開催。 12月6日(火)、会場は中原市民館 参加者30人	
PTA活動研修 (高)75千円	子どもの健やかな成長を支えるPTA活動の研修をします。	5月～6月 全7回 区内小中特別支援学校PTA会員対象	
生涯学習交流集会 (高)2千円 (橋)43千円	いきいきとした各区の社会教育の展開に向けた意見交換や成果発表などの交流を通して、市民が主体的に学ぶ地域の生涯学習環境の醸成を図ります。	令和4年度高津市民館市民自主学級・市民自主企画事業実施報告と主に市民館を拠点として活動する区内の市民団体の活動報告を目的とした展示。 令和5年3月1日～8日	第23回プラザ橋まつりを11月5日(土)に実施。 参加者数 307人
学習情報提供・学習相談事業			
学習情報提供・ 学習相談事業 (橋)6千円	市民の主体的な学習活動・市民活動の支援策の一環として、様々な学習情報・市民活動等の情報を収集・整理し、適切な形で公開・提供する。	受付窓口にて情報提供及び相談対応を実施。	受付窓口にて情報提供及び相談対応を実施。
市民・行政協働・ネットワーク学習事業			
行政区・中学校区地域 教育会議推進事業	家庭・学校・地域の連携により、区内の子育てや生涯学習ネットワークづくりと教育への市民参画システムづくりを行います。		全体会他
行政区生涯学習推進 会議	市及び区の生涯学習推進基本計画にもとづき、生涯学習に関する行政職員による会議を行います。	7月書面開催、令和5年3月 2回開催	
課題別連携事業	地域での子育てや福祉、環境などの課題に協働して取り組むため、関係機関や市民と連携した会議や事業を実施します。	①第44回高津市民館サークル祭 6月1日(土)、12日(日)開催 ②他機関等との連携事業「あつまれ!1・2・3キッズ」4月～3月 月1回(8月以外)(保育所等・地域連携担当) ③広場・交流事業「ふれあい子育てサロン」4月～3月 月1回(8月以外)(高津区民生児童委員児童委員協議会、高津区児童委員活動強化推進委員会担当) ④第17回高津区子ども・子育てフェスタ 9月17日(土)	①地域子育て支援事業「あつまれキッズ」 4月～3月 月1回(8月以外) (保育所等・地域連携担当) ②夏休み子ども映画会 7月(橋出張所) ※新型コロナウイルス感染のため中止
地域学習・文化団体 連携推進 事業	地域の学習活動を推進している学習・文化団体とのネットワーク化や事業連携の推進を通じ、市民の主体的な学習活動の活性化、地域の文化や教育力の向上を目指します。		
現代的課題対応学習事業			
現代的課題学習事業 (高)80千円	現代的、今日的な課題に係わる学習機会を提供し、今を生きる市民の学習を支援します。	①「築こう 孫と子と私のほどよい関係」 11月10日～12月8日 木曜日 全5回 関心のある人20人 受講者13人 ②MANABU(夏期) 参加者64人 8月8日(月)～19日(金) ※休館日を除く 10時から18時30分 ③MANABU(冬期) 12月13日(火)～ 12月23日(土) ※12月19日は休館日のため除く 14時～18時30分 ④③イベントスペースを活用し、中高生の学習スペースを提供する。学生ボランティアグループ「かわさき芽吹塾」による学習支援をあわせて行う	
教育文化会館・市民館学習環境整備事業			
社会教育委員会 高津市民館 専門部会	市民館の円滑な運営をはかるため、調査審議を行います。		
刊行・広報活動 (高)357千円 (橋)80千円	学習記録や調査研究書の作成、館のたよりやホームページなどにより学習情報の公開を図ります。	市民館だより年6回(偶数月発行) 2500部(ただし10月号からは7200部) 館内及び各区役所等公共機関に配架、HPにも掲載。10月号からは区内町内会に回覧依頼。 各事業の案内をHPに掲載するほかエレベーター内に掲示。	プラザ橋だより年6回(偶数月発行) 4,000部 ※10月より区内一括配送が再開 (橋地区2,180部) 各事業チラシ類 ホームページ随時更新(ほか)
情報機器整備事業	総合教育センター視聴覚センターと連携して視聴覚機材を貸し出します。	視聴覚教材、機材を貸出	
16ミ映写機操作技術 講習会	16ミ映写機の操作方法及びフィルム活用について習得します。	総合教育センター主催事業	

地域課題対応事業	
たかつ学習・文化ネットワーク事業	地域資源を活用し、コミュニティの活性化を図るため、文化振興事業、多文化共生推進事業、生涯学習推進事業の3事業を実施します。
文化振興事業 (高)256千円	川崎を地元とする講師の協力を得て、市民自らが高津区の魅力を発見し、発信することをめざします。
中学生以上のバス好きの方 必見！自分で作るバス乗り継ぎルート講座	路線バスの乗り継ぎルートを自分で考え、高津区内を訪ね回る実践講座。出かけた先で気に入った場所を見つけたら動画を撮影。講座の中で編集方法を学び記録に残します。令和5年1月15日(日)～2月18日(土) 土曜日または日曜日 午前 全7回 定員:15人
多文化共生推進事業 (高)287千円	市民が違いを認め、理解しあい、共に生きる社会づくりにむけ、外国人市民等、様々な人々のもつ文化との出会いや日常生活に即した交流機会を提供し、地域の特性や市民交流が豊に息づく多文化共生社会の実現を目指します。
多文化防災訓練	「外国人市民のみならず 高津地区防災訓練に参加しませんか？」 区役所危機管理担当・町内会と連携し、高津地区防災訓練に外国人市民参加枠として、11月5日参加。参加者(外国人市民)11人。
子育て広場	「外国人の子どもと保護者の子育てひろば」 外国人市民の子どもと保護者が定期的に情報交換や交流を図る広場を、6月～12月の第3木曜日に実施。参加者1組。
多文化啓発講演会	「外国人市民と！多文化ワークショップ」 川崎に縁がある外国人市民、東洋大学国際ボランティアサークル、県立元石川高等学校、ファシリテーター、市民とともに「誰もが暮らしやすい街」をテーマにワールドカフェを、8月28日に実施。参加者24人。
地域めぐり	「外国人市民とともに楽しむ 地域めぐり」 区内で活躍する高津シルバーガイドを講師に招き、地域の魅力を発掘する地域めぐりを9月17日に実施。参加者14人。
防犯講座	「外国人市民とともに学ぶ 防犯講座」 区役所危機管理・高津警察署と連携し、防犯に関する基礎知識や事例紹介を行う講座を12月4日に実施。受講者7人。
子ども塾	小学生以下の子どもの学習サポートと、その保護者への日本語や学校からの配布物等の生活サポートを通し、身近な居場所づくりを進める事業を毎月2回土曜日午前に実施。受講者9人。
多文化共生理解職員向け研修	区役所企画課と連携し、職員向けのコミュニティ研修のテーマの一つに多文化共生理解を組み込む方向で、実施を検討中。
生涯学習推進事業 (高)80千円	高津区生涯学習推進会議の構成員である関係機関が主催する講座を区を中心に交通の要所に位置する高津市民館で開催することにより、区内で生涯学習を推進する施設間の連携強化と生涯学習を通しての区民間のコミュニティづくりの促進を目指します。
生涯学習推進会議	高津区生涯学習推進会議の構成員である関係機関との会議を実施(年2回)。7月に第1回を书面開催
出前講座	・小黒恵子童謡記念館(年2回①11月24日受講者12組、②3月1日実施予定) ・神奈川県立川崎図書館(年1回3月8日実施予定) ・高津スポーツセンター(年1回12月7日受講者20人)
たちらばファミリーコンサート (橋)86千円	参加・体験型コンサート(年2回開催) 会場は全てプラザ橋第3・4学習室 ①8月6日(土)13:30～ 洗足学園音楽大学 渡部ゼミ生によるコンサート(参加者 57人) ②12月11日(日)13:30～ 「クリスマスコンサート」地域で活動するサークル、団体による親子で楽しめるコンサート
おはよう！歌の広場 (橋)75千円	シニア世代のための歌のフリースペース。5月からの2か月に1回、月曜午前。全6回を予定。プラザ橋第3・4学習室 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため当面、事前申込制として40人に限定。(5月・7月・9月の参加者 合計86人)